

2025年7月28日

埼玉県知事
大野元裕様

埼玉県生活協同組合連合会
会長理事 吉川 尚彦
(公印省略)

2026（令和8）年度埼玉県予算編成および行政執行に関する要望

埼玉県におかれましては、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現をめざし、人口減少・超少子高齢社会の到来と、激甚化・頻発化する災害危機への対応という埼玉県が直面する2つの歴史的な課題に取り組むとともに、食の安全や消費者行政、環境や福祉・防災など県民生活全般において、県民の暮らしを守り向上させる施策を推進されていることに、心より敬意を表します。

さて、当会と県内14の会員生協は通常総（代）会を滞りなく終了し、購買（消費）、医療、福祉、大学、共済、住宅などの事業を通して、食の安全や環境に配慮した取り組み、高齢者等地域の見守り、子ども子育て支援、災害時の生活支援、消費者被害防止など社会的な役割を担い、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて活動を進めているところです。会員生協の2025年3月末の組織や事業の到達点は次のようになっております。

組合員数 約237万人（昨年 234万人） ※コープデリ連合会を除く

総事業高 約1,988億円（昨年1,971億円） ※コープデリ連合会・労済生協を除く

組合員・県民の暮らしは、長引く円安と物価高騰の中で実質賃金が目減りし、たいへん厳しい状況が続いています。また、頻発する地震や水害などの災害リスク、ウクライナやパレスチナなどの戦争（紛争）の長期化に、組合員・県民の多くが不安を感じているところです。

こうした状況のもと、国連が定めた「国際協同組合年」の趣旨をふまえ、埼玉県からの支援も受けて、県内の他の協同組合とともに持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた協同組合の実践、地域社会や経済の発展への貢献、協同組合の認知度向上に向け取り組みを進めております。5月には「国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議」が国会で採択され、政府に対して、「協同組合を振興し、定義・価値・原則を尊重すること、持続可能な地域社会づくりにおける有力な主体として位置付けること、民間非営利組織としての発展に留意すること」を求める内容が確認されました。

生協としてもこの国会決議を受け止め、県行政の皆様方との協力関係をより一層広げ、埼玉県民の生活安定や生活文化の向上に資するよう努力していく所存です。

つきましては、生活協同組合の振興および県民生活の安定・向上に関する当会の要望にご理解を賜り、2026年度の埼玉県予算ならびに行政執行に反映いただきますようお願いいたします。

要望書

1. 埼玉県内の生協への支援について、次の点を要望します

当会が実施している役職員・組合員への様々な教育研修は、生活協同組合の経営や組織運営、地域課題の解決に向けた取り組みを進める重要なきっかけとなっています。つきましては、埼玉県消費生活協同組合事業活動促進に係る埼玉県からの補助金について2025年度の総額を維持していただくよう要望します。

2. 消費者市民社会の実現および消費者力の向上に向けて、次の点を要望します

- (1) 当会および会員生協は消費者団体の一員として、県内消費者団体と連携・協力して活動を進めています。県内消費者団体の育成を図り、消費者被害防止等の活動を進めるため、埼玉県消費者団体連絡会が県の委託事業として実施してきた研修・交流企画への財政的支援を継続してください。
- (2) 高齢者等の消費者被害を未然に防止するうえでは、行政と県内消費者団体が協力し、地域ごとに、県・市町村行政担当職員、消費者団体構成員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消費者被害防止サポーターなど関係する多様な立場の人が集い、情報交換を行い、連携して啓発活動を進めることが必要であると考えます。埼玉県のリーダーシップにより、そのような情報交換・懇談の場の設置を検討ください。
また、事業者等で構成する自治体ごとの見守りネットワークに対し、消費者被害事例の共有など消費者被害防止につながる講習を実施してください。

3. 県民生活に関する諸施策について、次の点を要望します

(1) 食の安全・安心に関する施策について

- ① 日本には「いわゆる健康食品」についての明確な定義がなく、また、カプセル・錠剤・粉末・液体など「いわゆるサプリメント形状」の食品全体を統一的に規制する法律もありません。2024年に発生した、サプリメント形状の機能性表示食品による大規模で深刻な健康被害をふまえ、アメリカなど諸外国の法規制等を参考に、サプリメント形状の食品への規制を行うよう国に要望してください。
- ② 「ゲノム編集技術」を活用した食品については、取り扱い事業者による生産・流通段階での徹底した管理を前提に、届出の義務付けと、消費者が正しく選択するための表示を義務づけるよう国に要望してください。
- ③ 有機農産物への消費者の関心が高まりつつある中、公共調達である学校給食への地元有機農産物の提供に取り組む自治体が増えています。埼玉県内の自治体においても、公民連携による学校給食への有機農産物の活用が進むよう支援してください。
- ④ 有機フッ素化合物PFASについて環境省は、水質検査をはじめ基準となる数値を超えた場合の改善を法律で義務づける方針を決め、2026年4月から施行され、食品製造過程で使う水の検査等も実施されるとのことです。飲料水や食品の安全確保につながる重要な施策であることから、PFASに関して県民や消費者への周知を実施してください。

(2) 生活困窮者への支援に関する施策について

当会および会員生協はフードバンク埼玉の活動に協力し、フードドライブの実施や法人による食品等の寄贈を継続してきました。しかし、フードバンク活動は民間団体や個人有志で実施されているため、搬送や担い手に係る費用の捻出にたいへん苦慮しております。

生活困窮者支援は自治体の関与が求められるところですが、自治体によって、地域団体との連携や保管場所の設置、自治体主催によるフードドライブの実施等に差があるのが現状です。自治体を中心に、地域の生産者団体・食品事業者・輸送事業者・住民参加による地域単位の取り組みが広がるよう、埼玉県として支援してください。

(3) 医療や福祉・健康に関する施策について

- ① 県内の医療機関ならびに介護・福祉事業所等を対象に、緊急の経営実態調査を実施し、医療・介護経営の現状を把握して危機感を共有してください。
- ② 医療・介護提供体制の崩壊を回避するために、最低でも物価高騰および人件費の上昇分を担保するための緊急の報酬改定を臨時で実施するよう国に強く要望してください。
- ③ 2024年の介護報酬改定では訪問介護報酬が削減されましたが、介護事業においては慢性的で深刻な人材不足と担い手の高齢化が社会問題となっており、40～50歳代の人材を確保できなければ、制度の持続可能性に困難を生じることになります。訪問介護における移動時間への手当をはじめ、担い手を確保できる報酬とするよう国に要望してください。
- ④ 介護保険制度の要であるケアマネジャーの不足が深刻になっています。生協においても、ケアマネジャーの退職を機に事業を休止せざるを得ない事態が生じています。ケアマネジャーの業務負担の軽減、更新時の研修時間や費用削減など国に要望してください。

(4) 防災・減災・災害復興に関する施策について

- ① 当会は埼玉県との間で災害時の「基本協定」を締結し、おもに物資を供給することとなっています。埼玉県からの物資支援要請により円滑に応えるため、実務や手続きに関し、埼玉県の担当部局との協議実施を要望します。
- ② 大規模災害時の生協からの物資の供給については、公共の避難所への搬送を想定してきましたが、この間「在宅避難」を示唆するような報道等が増えています。災害関連死の多くが在宅避難で起きている現実をふまえると、在宅避難時の食料品の確保および健康維持の支援が重要となります。避難所や在宅避難のあり方について、改めて県民や支援団体への説明をお願いします。
- ③ 当会は、会員生協とともに九都県市合同防災訓練に参加していますが、イタリア式避難所システムなど避難所の国際基準への関心が高まっています。国際基準に則った避難所設置・運営訓練の実施を検討いただくよう要望します。

4. 被爆・戦争体験の風化を防ぎ、次世代に継承する施策について、次の点を要望します

被爆・戦後80年の節目の年を迎え、今後、体験者から被爆や戦争の実相を直接聞く機会が急速に減少していきます。体験の記憶と記録を保存し、次世代に継承していくためには、Webを活用した体験の学びの機会など多様なアクセスを確保することが求められます。80年を機に、埼玉県のホームページ内に、被爆や戦争体験の動画視聴や文書閲覧ができるサイトを設置するよう要望します。

以上